

ラグビー県いわて2019メモリアルマッチ
開催事業

業 務 仕 様 書

令和4年11月

岩 手 県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「ラグビー県いわて2019メモリアルマッチ開催事業」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関し、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様等を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務名称

ラグビー県いわて2019メモリアルマッチ開催事業

2 本業務の目的

本業務は、RWC2019岩手・釜石開催により高まった（増加した）、海外・県外における本県への興味・関心の持続・拡大、ラグビーやスポーツを通じた来訪者に対する再来訪の促進と来訪者の拡大、県民のスポーツへの関心の持続・拡大を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和5年3月10日（金）まで

4 委託料の上限額

2,891千円（税込）

5 本業務の内容

(1) 統一の「冠名称」の付与

従来のメモリアルイベントの開催に代え、民間等が主催する既存のラグビー交流試合等（**3試合**）に、統一の「冠名称」を付与する。

冠名称(例) 「ラグビー県いわて2019メモリアル」

(2) 県が指定するメニューの実施

冠名称の付与に合わせ、主催者にもメリットが生まれるよう配慮しながら、主催者に対し、県が指定するメニューの実施を委託する。

(ア) 来訪選手・関係者への県PR（県産品や各種パンフレットの配布）

効果 県PR（合宿施設、県産品、観光等）による再来訪の促進

(イ) 来訪選手・レフェリーによる交流会の開催（学校訪問、審判講習会の実施）

効果 スポーツに親しむ県民の増加、競技意欲の向上、競技力向上

(ウ) ラグビー県いわてブース（県施策PRブース）の出展及び運営

効果 「ラグビー県いわて」の県内外定着、県施策の理解・普及促進

(エ) 広報宣伝の実施（ロゴの活用、各種制作物、メディア広報等）

効果 スポーツに親しむ県民の増加、「ラグビー県いわて」の県内定着

(オ) その他、県と主催者が協議の上、実施可能な事項

(3) 関係書類の作成及び報告

次に掲げる項目について、関係書類を作成して報告すること。

① 業務内容の報告

② 実施業務の成果

③ 実施業務から見える課題及び今後の対応

※ 関係書類については「業務完了報告書」に添付のこと。様式は任意とし、特に定めないこと。

6 費用負担

本契約の履行に係る一切の経費は全て受託者の負担とする。
ただし、県が必要と認めた場合はこの限りではない。

7 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に再委託の内容、

再委託先（商号又は名称）、再委託先に対する管理方法等必要事項を県に対して書面で報告しなければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき、著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、「7(1)イ」により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、ア又はイによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して書面で提出しなければならない。

(3) 権利の帰属等

本業務の実施により作成された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転するものとする。その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書に定める。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後も同様とする。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年3月30日岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。